

宅地建物取引業免許の変更届に必要な添付書類について（愛知県知事免許の場合）

宅地建物取引業免許の変更届については、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」に、次の添付書類を添付して建設業不動産課窓口（愛知県自治センター3階）へお持ち下さい。但し、複数の変更内容を同時に届け出る場合、重複する添付書類は一通のみで可です。また、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」と添付書類の一式については、あらかじめ副本（正本の複写で可）を作成し、正副併せてお持ち下さい。なお、審査の必要上、これら以外の書類の提出を追加で求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。（必須＝○、条件に該当する場合必須＝△）

添付書類の名称		変更の内容																		
		法人登記事項証明書（履歴事項全部証明）	身分証明書（本籍地市区町村役場で取得） 外国人の場合は在留カード等の番号及び国籍の記載がある住民票	登記されていないことの証明書（法務局で取得） 氏名・生年月日・住所を記載して下さい	略歴書 添付書類(6)	代表者・役員・政令使用人が欠格事由（法第5条第1項）に該当しない旨の誓約書 添付書類(2)	事務所の案内地図	事務所の写真（建物外観全体及び事務室内）	事務所の間取図・フロア図	事務所の使用権原に関する書面 添付書類(5)	追加供託の証明書 （法務局又は宅建業保証協会にて交付）	宅地建物取引士証の写し	政令使用人設置の誓約書（主たる事務所に設置する場合）	専任の宅地建物取引士の常勤する旨の誓約書	常勤を証明する書類（社会健康保険証の写し・源泉徴収票の写し・離職票など）	専任の宅地建物取引士設置証明書 添付書類(3)	戸籍抄本（氏名変更の記載があるもの）	免許書換交付申請書	旧宅地建物取引業免許証（原本）	宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書
商号又は名称	法人	○																○	○	○※5
	個人																	○	○	○※5
法人の代表者	就任者	○	△※1	△※1	○	○							○※12	○※10				○	○	
	退任者	○			△※2															
法人の役員	就任者	○	△※1	△※1	○	○														
	退任者	○			△※2															
主たる事務所の所在地	法人	○					○	○	△※3	○								○	○	
	個人						○	○	△※3	○								○	○	
従たる事務所	新設の場合	事務所	△※4					○	○	△※3	○	○								
		政令使用人		△※1	△※1	○	○							○※10						
		専任の宅地建物取引士		△※1	△※1	○						○		○	○※10	○				△※6
	所在地移転の場合	△※4					○	○	△※3	○										
	名称変更の場合	△※4																		
廃止の場合	△※4																			
従たる事務所 主たる事務所	同一敷地内での建物の移動 又は同一建物内での事務室の移動							○	△※3	○										
	電話番号の変更																			(添付書類は不要)
政令使用人	就任者		△※1	△※1	○	○							○※11	○※10						
	退任者				△※2															
専任の宅地建物取引士	就任者		△※1	△※1	○						○		○	○※10	○					△※6
	退任者				△※2										○					△※7
氏名	代表者	法人	○													△※8	○	○	△※8	
		個人														○	○	○	△※8	
	法人の役員	○														△※8			△※8	
	政令使用人														○			△※8		
	専任の宅地建物取引士										○※9				○			△※8		

- ※1 従来より、代表者、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 - ※2 退任者が、引き続き、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士等として残任する場合は、提出が必要です。
 - ※3 住居等の一室を事務所として使用する場合・ビルの一室を利用する場合・同一フロアに2社以上が入居している場合は、提出が必要です。
 - ※4 法人で、該当の従たる事務所について支店登記をしている場合は、提出が必要です。
 - ※5 所属する宅地建物取引士資格登録者について、全員の従事先の変更が必要となります。
 - ※6 宅地建物取引士資格登録において、従事先の登録申請をしていない場合は、併せて提出が必要です。
 - ※7 専任の宅地建物取引士の退任と同時に、宅建業からの退職をする場合は、併せて提出が必要です。
 - ※8 該当者が、宅地建物取引士資格登録を受けている場合は、併せて提出が必要です。但し、宅地建物取引士証の書換が必要な場合、これらの書類は、宅地建物取引士証を添えて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部に提出して下さい。
 - ※9 宅地建物取引士証の写しは、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会本部にて、氏名変更を受けたものが必要です。
 - ※10 従来より、常勤の代表者、政令使用人、専任の宅地建物取引士に就任していた方が転任する場合は、省略が可能です。
 - ※11 新たに政令使用人を設置する場合は提出が必要です。
 - ※12 主たる事務所に政令使用人を設置している場合は提出が必要です。
- その他 公的証明書類（法人登記事項証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、戸籍抄本）の有効期間は、取得から3か月以内です。